

「飼料用米多収日本一」実施要領（平成 28 年 4 月 4 日付け 27 政統第 848 号政策統括官通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p data-bbox="472 336 819 363">「飼料用米多収日本一」実施要領</p> <p data-bbox="170 421 271 448">1 趣旨</p> <p data-bbox="192 464 1115 616">飼料用米については、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に定める生産努力目標の確実な達成及び「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）に定める、10年後に担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させるというKPIの実現に向け、生産性を向上させるための取組が重要である。</p> <p data-bbox="192 632 1115 743">これらの目標実現に向けて、飼料用米生産農家の生産に係る技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。</p> <p data-bbox="170 799 309 826">2 実施主体</p> <p data-bbox="192 842 241 869">（略）</p> <p data-bbox="170 925 286 952">3 事務局</p> <p data-bbox="192 968 241 995">（略）</p> <p data-bbox="170 1051 309 1078">4 対象地域</p> <p data-bbox="192 1094 241 1121">（略）</p> <p data-bbox="170 1177 309 1204">5 表彰区分</p> <p data-bbox="192 1220 241 1248">（略）</p> <p data-bbox="170 1303 309 1331">6 参加資格</p> <p data-bbox="192 1347 241 1374">（略）</p>	<p data-bbox="1442 336 1789 363">「飼料用米多収日本一」実施要領</p> <p data-bbox="1149 421 1249 448">1. 趣旨</p> <p data-bbox="1171 464 2094 616">飼料用米については、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）に定める生産努力目標の確実な達成及び「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）に定める、10年後に担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させるというKPIの実現に向け、生産性を向上させるための取組が重要である。</p> <p data-bbox="1171 632 2094 743">これらの目標実現に向けて、飼料用米生産農家の生産にかかる技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。</p> <p data-bbox="1149 799 1288 826">2. 実施主体</p> <p data-bbox="1171 842 1220 869">（略）</p> <p data-bbox="1149 925 1265 952">3. 事務局</p> <p data-bbox="1171 968 1220 995">（略）</p> <p data-bbox="1149 1051 1288 1078">4. 対象地域</p> <p data-bbox="1171 1094 1220 1121">（略）</p> <p data-bbox="1149 1177 1288 1204">5. 表彰区分</p> <p data-bbox="1171 1220 1220 1248">（略）</p> <p data-bbox="1149 1303 1288 1331">6. 参加資格</p> <p data-bbox="1171 1347 1220 1374">（略）</p>

(1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）IVの第2の3の交付対象者あるいはそれに相当する取組を行う者であって、多収品種（※1）の飼料用米の生産を行い、かつ、その生産面積がおおむね 1 ha 以上（※2）であること。

(2) ~ (5) (略)

※1 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙 1 の第 4 の 3 に規定する品種

※2 (略)

※3 推進要領別紙 2 の第 3 に規定する出荷方式

7 参加申込み及び必要書類の提出

(1) 参加を希望する経営体は、生産年の募集期間中に参加申込書（別記様式 1）を実施要綱Ⅲの 1 の（1）に定める営農計画書等の根拠書類の写しとともに、各地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）に設置する飼料用米多収日本一ブロック事務局（以下「ブロック事務局」という。）（別紙 1）へ提出すること。

(2) ブロック事務局は、提出のあった参加申込書（別記様式 1）を取りまとめ、参加資格を満たしているものについて、生産年の募集期間終了後 1 か月以内に事務局に報告すること。

(3) 参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、推進要領別紙様式第 4-13 号に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書（別記様式 2）を作成し、推進要領別紙様式第 4-13 号等の根拠書類の写しとともにブロック事務局に提出すること。

(4) ブロック事務局は、提出のあった生産数量報告書を取りまとめ、事務局が定める日までに事務局に報告すること。

(1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）IVの第2の3の交付対象者あるいはそれに相当する取組を行う者であって、多収品種（※1）の飼料用米の生産を行い、かつ、その生産面積がおおむね 1 ha 以上（※2）であること。

(2) ~ (5) (略)

※1 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 2 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 4 の 3 に規定する品種

※2 (略)

※3 需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙 2 の第 3 に規定する出荷方式

7 参加申込み及び必要書類の提出

(1) 参加を希望する経営体は、生産年の 6 月末日までに参加申込書（別記様式 1）を実施要綱Ⅲの 1 の（1）に定める営農計画書等の根拠書類の写しとともに、各地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局）に設置する飼料用米多収日本一ブロック事務局（以下「ブロック事務局」という。）（別紙 1）へ提出すること。

(2) ブロック事務局は、提出のあった参加申込書（別記様式 1）を取りまとめ、参加資格を満たしているものについて、生産年の 7 月末日までに事務局に報告すること。

(3) 参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第 4-13 号に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書（別記様式 2）を作成し、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第 4-13 号等の根拠書類の写しと共にブロック事務局に提出すること。

(4) ブロック事務局は、提出のあった生産数量報告書（別記様式 2）を取りまとめ、生産年の翌年の 1 月末日までに事務局に報告すること。

8 審査

(1) (略)

(2) 審査項目

審査は、次に定める事項について、生産技術の向上あるいは生産コストの低減等生産性の高い経営に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となり得るものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

① 申請者が自ら経営する水田に作付けした全ての多収品種の10a当たり収量(※4)

②～③ (略)

※4 「10a 当たり収量」とは、推進要領別紙様式第4-13号に記載された生産面積及び収量から算出されるものをいう

(3) (略)

9 褒賞の区分

(略)

10 表彰

(1)～(2) (略)

(3) 経営主の親族又は後継者であって、飼料用米生産への貢献度が高いと認められる者は、経営主と連名で表彰することができる。

(削除)

11 日程は、事務局が毎年度別途定める。

8. 審査

(1) (略)

(2) 審査項目

審査は、次に定める事項について、生産技術の向上あるいは生産コストの低減等、生産性の高い経営に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となり得るものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

① 申請者が自ら経営する水田に作付けした全ての多収品種の10a当たり収量(※3)

②～③ (略)

※3 「10a 当たり収量」とは、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第4-13号に記載された生産面積及び収量から算出されるものをいう

(3) (略)

9. 褒賞の区分

(略)

10. 表彰

(1)～(2) (略)

(3) 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

① 家族経営協定を締結していること。

② 推薦書などにおいて経営主の配偶者の作業分担、従事日数などがおおむね5割に達していると確認できること。

③ 普及指導センター、または農林漁業についての類似の普及指導組織などによる意見書が添付されていること。

11. 日程

5月上旬 応募開始

<p>12 審査結果の公表と表彰事例の普及</p> <p><u>事務局は、審査結果を公表するとともに、表彰式を開催する。また、飼料用米の生産拡大の推進に資するため、当該表彰における経営の取組等の情報について、農林水産省ホームページ等に掲載するなど、広く活用するものとする。</u></p> <p>別記様式 1 別添</p> <p style="text-align: center;">「飼料用米多収日本一」出品調査書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式 2 別添</p> <p style="text-align: center;">「飼料用米多収日本一」生産数量報告書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他</p>	<p style="text-align: center;">6月末日 応募締切</p> <p style="text-align: center;">翌年1月末日 生産数量報告書提出</p> <p style="text-align: center;">2月 審査委員会</p> <p style="text-align: center;">3月 表彰式</p> <p>(新設)</p> <p>別記様式 1 別添</p> <p style="text-align: center;">「飼料用米多収日本一」出品調査書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別記様式 2 別添</p> <p style="text-align: center;">「飼料用米多収日本一」生産数量報告書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 収量向上及び生産コストの低減 に最も効果の高かった取組を記載 ・ 特記事項があれば記載（※<u>3</u>） 		<p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特記事項があれば記載（※<u>2</u>） 	
<p>※<u>3</u>：別記様式1の添付（参加申込書の別添）の2～4に変更があれば「4. その他」に記載 添付資料：需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第4-13号等の根拠書類の写し</p>		<p>※<u>2</u>：別記様式1の添付（参加申込書の別添）の2～4に変更があれば「4. その他」に記載 添付資料：需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙様式第4-13号等の根拠書類の写し</p>	

附則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。